

700MHz帯及び900MHz帯の周波数移行に関するFAQ

【700MHz帯及び900MHz帯に共通する事項】

- 問1 700MHz帯及び900MHz帯の周波数再編はどのように必要なのですか。
- 問2 「終了促進措置」とは、どのような措置ですか。
- 問3 携帯電話事業者から、終了促進措置について資料が郵送されてきました。総務省から携帯電話事業者に住所等の情報を提供しているのですか。
- 問4 移行費用の対象となる項目は何ですか。
- 問5 終了促進措置として、携帯電話事業者から、無線設備の無償提供を受けたり、移行費用を現金で受領した場合、税務上は、どのような処理をすればよいですか。また、既存の無線設備を廃棄した場合には、税務上、どのような処理をすればよいですか。
- 問6 終了促進措置について、税務上の特例措置等がありますか。

【900MHz帯MCAに関する事項】

- 問7 終了促進措置の対象となる周波数移行はどのようなものがありますか。
- 問8 MRC（（一財）移動無線センター）が行っている900MHz帯MCAのアナログ方式からデジタル方式への移行とは関係ありますか。
- 問9 従来から利用しているMCAは、いつまで使えるのですか。
- 問10 旧900MHz帯のMCAの免許はいつまで申請できるのですか。

【900MHz帯電子タグ（RFID）に関する事項】

- 問11 終了促進措置の対象となる周波数移行はどのようなものがありますか。
- 問12 現在使っている機器が、終了促進措置の対象なのか調べるにはどうすればよいですか。
- 問13 現在使っている950MHz帯の電子タグシステムは、いつまで使えるのですか。
- 問14 950MHz帯電子タグシステムの免許・登録は、いつまで申請できるのですか。

【700MHz 帯及び 900MHz 帯に共通する事項】

問1 700MHz 帯及び 900MHz 帯の周波数再編はどのようにして必要なのですか。

電波は有限希少な資源であり、国民のニーズに合わせて周波数を有効に利用することが必要です。今までにも、周波数の利用状況を見ながらその都度、再編が行われています。700MHz 帯及び900MHz帯の周波数再編については、近年のスマートフォンの普及等に伴う携帯無線通信システムのトラヒックの急増、地上デジタル放送の完全移行、800MHz帯携帯無線通信システムの周波数再編（第2世代から第3世代への移行）等を踏まえ、900MHz帯に新たな携帯無線通信システムの周波数を確保するため行っているものです。

問2 「終了促進措置」とは、どのような措置ですか。

終了促進措置とは、周波数移行に要する費用等を、新たに電波の割当を受ける者が負担し、電波の再編を促進する制度です。

700MHz帯においてはFPU及び特定ラジオマイク、900MHz帯においてはMCA及び電子タグ（RFID）を新たな周波数帯へ移行することを促進するため、これら既存の無線局に割り当てていた周波数帯に携帯電話基地局等（特定基地局）を開設しようとする者（認定開設者。700MHz帯においては、イー・アクセス株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社。900MHz帯においては、ソフトバンクモバイル株式会社。）が、移行に要する費用を負担等するものです。

また終了促進措置の実施は、認定開設者が、開設指針及び認定を受けた開設計画に従って、既存無線局を開設している者との間で周波数移行の時期や負担する移行費用の額等について協議を行い、その協議における合意に基づいて行うこととなります。

問3 携帯電話事業者から、終了促進措置について資料が郵送されてきました。総務省から携帯電話事業者に住所等の情報を提供しているのですか。

認定開設者である携帯電話事業者は、無線局情報提供制度（電波法第25条第2項）に基づき、終了促進措置の対象となる無線局に関し、当該無線局の諸元や免許人等の氏名・住所に関して法令で定める範囲内において、総務省から情報の提供を受けることができます。

なお、無線局情報提供制度により免許人・登録人の情報の提供を受けた認定開設者は、終了促進措置以外の目的で当該情報を利用することはできません。

問4 移行費用の対象となる項目は何ですか。

開設指針により、認定開設者は、対象免許人との合意に基づき、終了促進措置として、次の費用を負担することが義務付けられています。

<700MHz帯のFPU及び特定ラジオマイク>

- ①無線設備及びこれに附属する設備（受信設備、伝送路設備等）の取得に要する費用
- ②その設備の変更の工事に要する費用

<900MHz帯のMCA及び電子タグ（RFID）>

- ①無線設備及びこれに附属する設備（電子タグ等）の取得に要する費用
- ②その設備の変更の工事に要する費用
- ③プログラムの変更（ソフトウェア改修）に要する費用

なお、費用負担の対象とする詳細項目の範囲や支払方法等については、認定開設者との間で協議を行う際に認定開設者に確認してください。

問5 終了促進措置として、携帯電話事業者から、無線設備の無償提供を受けたり、移行費用を現金で受領した場合、税務上は、どのような処理をすればよいですか。また、既存の無線設備を廃棄した場合には、税務上、どのような処理をすればよいですか。

税務上の基本的な処理は、次のとおりです。

- (1) 既存の免許人（法人・個人事業者）の方が、携帯電話事業者から無線設備の無償提供を受ける場合には、税務上、その無償提供を受けた無線設備の価額に相当する金額及び工事費用相当額について、その無線設備の引渡しを受けた時に、受贈益又は経済的利益として益金の額や事業所得の収入金額に算入されます。また、既存の免許の方が、携帯電話事業者から無線設備の取得のために現金を受領する場合には、税務上、その受領した金額について、現金を受領した時に、受贈益として益金の額や事業所得の収入金額に算入されます。
- (2) 既存の無線設備を廃棄する場合には、その廃棄した無線設備の帳簿価額に相当する金額が除却損として損金の額や必要経費に算入されます。
- (3) 既存の免許人（法人・個人事業者）の方が携帯電話事業者から受領した現金で取得した無線設備や携帯電話事業者から無償提供を受けた無線設備については、減価償却資産として耐用年数に応じた減価償却を行うこととなりますが、その取得価額が10万円未満である場合には、その無線設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年分において消耗品費等として、その取得価額の全額を損金の額や必要経費に算入することができます（法人の場合は、損金経理が要件。法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条）。また、一括償却資産の損金（必要経費）算入制度（法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条）や中小企業者等の少額減価償却資産の取得価

額の損金（必要経費）算入の特例制度（租税特別措置法第67条の5、第28条の2）の適用を受けられる場合もあります。税務上の取扱いの詳細等については、[別添](#)をご参考にしてください。

（注） 実際の税務処理については、税理士等の専門家又は税務署にご相談ください。

問6 終了促進措置について、税務上の特例措置等がありますか。

終了促進措置について、税務上の特例措置等はありません。

なお、法人税法第47条《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》や法人税基本通達7-8-7、所得税基本通達37-14の3《機能復旧補償金による固定資産の取得又は改良》の適用については、終了促進措置において、携帯電話事業者から既存免許人等に対して支払われる費用負担は、新たな周波数帯への移行に当たり、携帯電話事業者と既存免許人等の間で早期の移行に合意した場合に、当該合意に基づき支払われるものであり、既存免許人等に損害を与えたことに基因して支払われるものではないことから、法人税法第47条の損害賠償金や法人税基本通達7-8-7、所得税基本通達37-14の3の機能復旧補償金としての性格を有さないと考えられます。この取扱いについては、国税庁に照会し確認を受けています。

【900MHz 帯MCAに関する事項】

問7 終了促進措置の対象となる周波数移行はどのようなものがありますか。

旧900MHz帯（905～915MHz）の周波数を利用するMCAが、新900MHz帯（930～940MHz）の周波数へ移行することに伴う無線設備の変更が終了促進措置の対象となります。従って、1.5GHz帯MCAのサービス終了に伴い、1.5GHz帯から900MHz帯に移行する場合は、終了促進措置の対象となりません。

ただし、2014(平成26)年3月31日までに自己負担で、1.5GHz帯から旧900MHz帯(905-915MHz)に移行した後、新900MHz帯に移行する場合は、旧900MHz帯から新900MHz帯への周波数移行に関する部分については終了促進措置の対象となります。

問8 MRC（（一財）移動無線センター）が行っている900MHz帯MCAのアナログ方式からデジタル方式への移行とは関係ありますか。

MRCが行っているアナログ方式からデジタル方式への移行については、周波数利用効率の高いデジタル方式の導入を促進する観点から、MRCが自らの経営計画に基づき行っているものであり、今回の周波数移行とは関係ありません。

なお、アナログ方式・デジタル方式に関わらず、900MHz帯の周波数移行は終了促進措置の対象となりますので、旧900MHz帯(905～915MHz)のアナログ方式から新900MHz帯(930～940MHz)のデジタル方式へ移行する場合においても終了促進措置の対象となります。

問9 従来から利用しているMCAは、いつまで使えるのですか。

従来から利用している旧900MHz帯（905～915MHz）のMCAは、必要に応じて再免許手続きを行うことにより、その周波数使用期限である2018(平成30)年3月31日までは利用可能です。

ただし、旧900MHz帯でのMCAサービスが終了した場合にはこの限りではありません。

また、移行費用の負担を受けられるのは、認定開設者が実施する終了促進措置に応じて、使用期限前に、周波数を移行する場合に限られます。

問10 旧900MHz帯のMCAの免許はいつまで申請できるのですか。

旧900MHz帯（905～915MHz）のMCAに対する新たな免許の申請は、2012(平成24)年12月31日までとなります。ただし、1.5GHz帯から移行する場合は、2014(平成26)年3月31日までに免許を受ける必要があります。

【900MHz 帯電子タグ（RFID）に関する事項】

問 11 終了促進措置の対象となる周波数移行はどのようなものがありますか。

950MHz帯（950～958MHz）の周波数を利用する無線局（構内無線局（免許局・登録局）、簡易無線局（登録局）、特定小電力無線局（免許等不要局））が、920MHz帯（915～930MHz）の周波数へ移行することに伴う無線設備の変更が終了促進措置の対象となります。

問 12 現在使っている機器が、終了促進措置の対象なのか調べるにはどうすればよいですか。

利用中の機器が免許又は登録を受けている場合、対象となる950MHz帯の周波数を使用しているかどうかは無線局の免許状・登録状により確認できます。

また、利用中の機器が免許等が不要な特定小電力無線局である場合、機器に記されている工事設計認証番号（機器に㊞のマークに続いて表示されている番号）を、総務省が提供する「[技術基準適合証明等を受けた機器の検索](#)」のページから調べることで、当該機器で使用可能な周波数を確認できます。

よくわからない場合は、お使いの無線機のメーカーや販売元にお問合せください。

問 13 現在使っている 950MHz 帯の電子タグシステムは、いつまで使えるのですか。

現在すでに利用している950MHz帯の無線局は、2018（平成30）年3月31日までは法令上は利用可能です。ただし、移行費用の負担を受けられるのは、認定開設者が認定計画に基づいて実施する終了促進措置に応じて、上記期限前に、周波数を移行する場合には限られます。

なお、認定開設者との間で周波数の移行に合意した場合には、合意した期日までに周波数の変更等の手続を行う契約上の義務が生じるものと考えます。

問 14 950MHz 帯電子タグシステムの免許・登録は、いつまで申請できるのですか。

950MHz帯電子タグシステム無線局の新規免許取得・新規登録は、2012（平成24）年12月31日までとなります。